

公立大学法人敦賀市立看護大学の組織及び運営に関する基本規則

平成26年4月1日

公立大学法人敦賀市立看護大学規則第6号

目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 管理運営組織
 - 第1節 法人の役員等（第2条―第4条）
 - 第2節 大学運営組織（第5条―第7条）
- 第3章 教育研究組織
 - 第1節 学部等（第8条―第11条）
 - 第2節 附属施設（第12条―第14条）
- 第4章 その他の施設（第15条）
- 第5章 事務組織（第16条）
- 第6章 雑則（第17条）
- 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、公立大学法人敦賀市立看護大学（以下「法人」という。）及び法人が設置する敦賀市立看護大学（以下「本学」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 管理運営組織

第1節 法人の役員等

（理事の担当業務）

第2条 理事の担当業務は、次の通りとする。

- （1）経営及び企画、広報に関する事項
- （2）教育研究に関する事項
- （3）理事長が特に命じる事項

(職員)

第3条 法人に、職員を置く。

(理事会等)

第4条 法人に、理事会、理事長選考会議、経営審議会及び教育研究審議会を置く。

- 2 前項に定める機関の所管事項、組織及び運営については、法人の定款及び別に定める規則の定めるところによる。

第2節 大学運営組織

(大学の職員)

第5条 本学に、学長、学部長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員その他必要な職員を置き、法人の役員又は職員をもって充てる。

- 2 学長は理事長をもって充て、学校教育法第92条第3項（昭和22年法律第26号）に規定する職務を行う。
- 3 教授、准教授、講師、助教及び助手（以下「教員」という。）は、それぞれ学校教育法第92条第6項から第10項までに規定する職務を行う。

(顧問)

第6条 法人に、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、本学の運営に関する重要事項に関し、学長の求めに応じて提言又は助言を行う。

(委員会)

第7条 特定の事項を調査、審議又は実施するため、必要に応じて法人又は本学に委員会を置くことができる。

- 2 委員会の組織及び運営については、別に規則又は規程で定める。

第3章 教育研究組織

第1節 学部等

(学部等)

第8条 敦賀市立看護大学学則（平成26年敦賀市立看護大学学則第1号。以下「学則」という。）の定めるところにより、本学に学部、学科及び専攻科を置く。

(研究科)

第8条の2 敦賀市立看護大学大学院学則（平成30年敦賀市立看護大学学則第2号。以下「大学院学則」という。）の定めるところにより、本学大学院に研究科を置く。

（学部長）

第9条 学部に、学部長を置く。

2 学部長は本学の教員をもって充て、学長を助けて本学を管理運営し、学部の業務に従事する教員を統括する。

（研究科長）

第9条の2 研究科に、研究科長を置く。

2 研究科長は本学の教員をもって充て、学長を助けて本学を管理運営し、研究科の業務に従事する教員を統括する。

（学部長補佐・研究科長補佐）

第10条 学部に学部長補佐を、研究科に研究科長補佐をそれぞれ置くことができる。

2 学部長補佐及び研究科長補佐は本学の教員をもって充て、学部長又は研究科長の命を受け、その職務を助ける。

（専攻科長）

第10条の2 専攻科に、専攻科長を置く。

2 専攻科長は本学の教員をもって充て、学長を助けて本学を管理運営し、専攻科の業務に従事する教員を統括する。

（教授会）

第11条 学部に、教育及び研究に関する重要事項を審議するため、教授会を置く。

2 教授会に、教育及び研究に関する特定の事項を調査、審議又は実施するため、委員会を置くことができる。

3 教授会の組織及び運営については、学則及び別に規則又は規程で定めるところによる。

（研究科会議）

第11条の2 研究科に、教育及び研究に関する重要事項を審議するため、研究科会議を置く。

2 研究科会議に、教育及び研究に関する特定の事項を調査、審議又は実施するため、委員会を置くことができる。

3 研究科会議の組織及び運営については、大学院学則及び別に規則又は規程で定めるところによる。

(専攻科会議)

- 第11条の3 専攻科に、教育及び研究に関する重要事項を審議するため、専攻科会議を置く。
- 2 専攻科会議の組織及び運営については、敦賀市立看護大学助産学専攻科規則（平成30年敦賀市立看護大学規則第1号）及び別に規則又は規程で定めるところによる。

第2節 附属施設

(地域・在宅ケア研究センター)

- 第12条 地域保健と在宅看護に関する研究を行い、地域社会との連携を図るため、本学に地域・在宅ケア研究センターを置く。
- 2 地域・在宅ケア研究センターに、地域・在宅ケア研究センター長を置く。
- 3 地域・在宅ケア研究センター長は本学の教員をもって充て、地域・在宅ケア研究センターに関する業務を掌理する。
- 4 地域・在宅ケア研究センターの組織及び運営については、別に規程で定める。

(救急・災害看護研究センター)

- 第13条 災害看護に関する研究を行い、安心安全な地域社会の発展に寄与するため、本学に救急・災害看護研究センターを置く。
- 2 救急・災害看護研究センターに、救急・災害看護研究センター長を置く。
- 3 救急・災害看護研究センター長は本学の教員をもって充て、救急・災害看護研究センターに関する業務を掌理する。
- 4 救急・災害看護研究センターの組織及び運営については、別に規程で定める。

(附属図書館)

- 第14条 本学に、資料の提供等により本学における教育、研究及び学習を支援し、かつ、地域社会における生涯学習に資するため附属図書館を置く。
- 2 附属図書館に、館長を置く。
- 3 館長は本学の教員をもって充て、附属図書館に関する業務を掌理する。
- 4 附属図書館の組織及び運営については、別に規程で定める。

第4章 その他の施設

(その他の施設)

- 第15条 法人に、学生及び職員の福利厚生を図るため、保健管理室その他の施設を置く。

- 2 前項の施設の組織及び運営については、別に規程で定める。

第5章 事務組織

(事務組織)

第16条 法人経営及び大学運営等に関する事務を処理するため、事務局を置き、事務職員を配置する。

- 2 事務職員の長として、事務局長を置く。
- 3 事務局長は、事務局の事務を掌理する。
- 4 事務局に、総務企画課及び教務学生課を置く。
- 5 その他、事務局の組織及び事務分掌については、別に規程で定める。

第6章 雑則

(委任)

第17条 この規則に定めるもののほか、法人及び本学の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第13条の規定は別に規則で定める日から施行する。

附 則 (平成29年公立大学法人敦賀市立看護大学規則第1号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(公立大学法人敦賀市立看護大学の組織及び運営に関する基本規則第13条の施行期日)
- 2 公立大学法人敦賀市立看護大学の組織及び運営に関する基本規則(平成26年公立大学法人敦賀市立看護大学規則第6号)第13条の規定の施行期日は、平成29年4月1日とする。

附則 (平成30年公立大学法人敦賀市立看護大学規則第4号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附則 (令和2年公立大学法人敦賀市立看護大学規則第6号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。